

2023年度

運輸安全報告書

秋葉バスサービス株式会社



本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。



管理職による教育

目次

- P.2 **ご挨拶**
- P.3 **01 輸送の安全に関する基本的な方針**
- P.3 **02 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況**
- P.4 **03 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計**
- P.4 **04 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統**
- P.4 **05 輸送の安全に関する重点施策**
- P.4 **06 輸送の安全に関する計画**
- P.11 **07 輸送の安全に関する予算等の実績額**
- P.11 **08 輸送の安全に関する教育及び研修の計画**
- P.12 **09 輸送の安全に関する外部表彰の実績**
- P.13 **10 内部監査**
- P.13 **11 事故、災害等に関する報告連絡体制**
- P.13 **12 安全統括管理者、安全管理規定**



ドライブレコーダー教習



事故防止委員会



実技教習

ご挨拶

「安全・安心・快適のあくなき追求」の
経営理念に基づいた事業活動で
今までも、そしてこれからも、
地域のお客様からより信頼され選ばれる企業となるように。

日頃より、秋葉バスサービスにご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。また、地域の皆様におかれましては、当事業に格別なるご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

長らく続いたコロナ禍も5類感染症移行に伴い、人流の回復やインバウンド需要が順調に回復し始める中、当社は「安全・安心・快適のあくなき追求」の経営理念に基づき、安全で質の高い商品・サービスを提供し地域のお客様に安心や快適をもたらすための事業活動を行ってまいりました。

輸送の安全確保に関する基本方針である「安全方針」や「安全行動規範」のもと、社員一丸となつて安全輸送に注力し、法令や規定の遵守、自然災害へ備えております。そして、輸送の安全を確保することが最大の使命と考え、日々の業務において継続的改善によるスパイラルアップを図り、安全対策に努めております。

今後につきましては、引き続き安全に対する態勢を強化すべく、定期的な研修などを行うことに加えて、安全機器などの投資にも力を入れることで、地域のお客様からより信頼され選ばれる企業となるように全社一丸となつて取り組んでいく所存です。

代表取締役社長
山田 光

01 輸送の安全に関する基本的な方針

静鉄グループでは、交通運輸事業だけでなく、すべての事業において「安全・安心・快適のあくなき追及」を経営理念としております。

当社では2006年10月に「安全管理規程」を定め、輸送の安全を確保することが事業の最大使命であることを「安全方針」として、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいりました。

基本方針

- 1 安全・安心な輸送サービスを提供します。
- 2 安全性のさらなる向上を目指していきます。
- 3 お客様から信頼される会社であり続けます。

02 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2023 年度に設定しました目標及び達成状況は次のとおりであります。

	目 標	達 成 状 況
1	重大事故、車内事故の撲滅 重大事故ゼロ、車内事故ゼロ	重大事故 0 件(前年度重大事故件数0件) ⇒ ○ 目標達成 車内事故 1件(前年度車内事故件数1件) ⇒ × 目標未達
2	有責事故2件以内	2023 年度 有責事故件数6件(前年度3件) ⇒ × 目標未達 そのうち車庫内後退時事故件数0件 (前年度0件)

03 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2023年4月1日から2024年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0件

04 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(別紙1)『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』参照

05 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて、重点的に実施した施策は次のとおりであります。

- ① 関係法令、会社規定等の遵守
- ② 各種情報等の収集・共有・活用
- ③ 教育・研修・指導・面接を通じた個人のスキルアップ
- ④ 確実な運行管理、整備管理業務の実施
- ⑤ 健康診断・SAS検査結果に基づく健康管理指導の徹底、再検査・通院治療状況の確認と記録管理、点呼時の健康状態の確認の徹底
- ⑥ 軽微事故発生場所(狭隘区間、右左折箇所、見通しの悪い交差点、後退時)における安全確認の徹底
- ⑦ 運輸安全マネジメントの基本的な方針や輸送の安全に関する目標及びその他重要な通達事項、実施事項の周知状況の定期的な確認の実施
- ⑧ 運輸安全マネジメント体制のチェックとレベルアップの為に内部監査の実施

06 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

- ① 安全に関する通達、各種情報等の収集・共有・活用
(点呼、昼礼、面接、回覧、掲示、重要事項は乗務員手帳への記入指示等による)
 - a 運行・整備等関係通達の周知徹底
 - *バス車内事故防止キャンペーンの実施(7/1~7/31)
 - *安全確保の原点に立った運行管理、点呼、乗務員の健康状態等の把握の再確認
 - b 監督官庁、バス協会、静鉄グループ等の事故防止に係る情報の社内共有
 - *国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」や新聞掲載の事故記事などの他社における事故情報を掲示、情報を共有し、同種の事故を防ぐための指導・助言を行いました。
 - c 事故防止委員会の開催と議事録の社内共有
 - *4半期に一度(緊急性を要する場合は随時)開催し、対策を議論しました。
 - *出席できなかった者は議事録を確認させて押印しました。
 - d 事故情報(事故詳細・原因・対策)の社内共有
 - *発生した事故に関する報告書を社員全員に回覧し、情報の共有化を図りました。
 - *過去の事故発生場所や危険箇所を事務所内に掲示し、情報の共有化を図りました。
 - e ヒヤリ・ハット情報の社内共有
 - *事故防止委員会やドラレコ教習で共有しました。
 - f ドライブレコーダー情報の活用
 - *事故防止委員会や警察署の犯罪防止に活用しました。

g 重要な情報の点呼時伝達または報告の徹底

- *運行管理者から交通規制など運行に関する情報や指導事項を伝達しました。
- *乗務員から道路状況や車両の不具合箇所の報告を受けました。

h 車両の不具合、損傷などの確実な報告

- *乗務員より運行前点検、運行終了後に車両に不具合がある場合は報告させ、車両交換や修理等を行いました。

2 厳正な点呼の実施(健康状態、自己申告、服装、必要携帯物、指示・指導等)

- *始業点呼時には健康状態、運行前点検、燃料残、タイヤ及び外板の傷の有無の申告及びアルコールチェック、服装、免許証、グーパー運動(手足の動き)の確認をしました。
- *終業点呼時には車両の異常や道路状況の報告を受け、翌日の勤務確認に不備があった場合は運行管理者より指導、指示しました。

3 健康管理指導と健康状態確認の確実な実施

a 定期・深夜健康診断、SAS 検査結果を受けての再検査等の結果の確認と記録管理

- *各診断・検査後に確認し、再診断・再検査を指示し診断書または医療機関領収書等で再検査受診を確認しました。さらに静岡労働局の助言により中東遠地域産業保健センターで個別相談し意見書通りの指導をしました。
- *薬を服用している者に対しては服用している薬の一覧を提出させ、副作用などについても運行管理側でも把握しました。

b 遠隔地中間点呼での運行状況・健康状態確認

- *全便気多発車時に森本社へ電話による報告を通年実施しました。

4 状況に応じた月間や日々の目標の設定

4月	児童・入園児の事故撲滅	通学・通園路付近の急な飛び出し、児童・園児を追い越す際の動向に注意
5月	漫然運転による事故撲滅	感覚に頼った運転はせず、安全確認を怠らない
6月	発車時の事故撲滅	指差確認呼称の励行 重複確認による見落とし防止
7月	車内事故の撲滅	車内マイクによる注意喚起 着席確認後発車の完全実施
8月	健康起因による事故撲滅	もしも体調が急変したときは運行を停止する 小まめに水分補給をし、体調管理に努める
9月	安全距離不足による事故撲滅	車両と人・物との間隔には余裕を持ち、十分な安全距離を確保する
10月	路上での車両故障の撲滅	厳正な始業・中間点検の実施 不具合箇所の早期発見
11月	危険予知不足による事故撲滅	交通状況にあった危険性の先読みと もしかしたら運転の実施
12月	高齢者・子供の事故撲滅	いたわり運転の実施 追い越しの際は 1メートル以上の間隔を空ける
1月	後退時の事故撲滅	後退前の一旦停止 指差確認による安全確認の徹底
2月	追突事故の撲滅	法定速度の遵守 安全な車間距離確保の徹底
3月	急な操作による事故撲滅	急発進・急制動・急ハンドルの禁止 時間よりも安全を優先する

5 確実な車両整備・点検の実施

*3 月、年整備は年間計画に基づき、日常点検は毎日実施しました。また必要な臨時修繕を実施しました。

6 安全に係る機器類の充実

a 「はたらくサングラス」(TALEX 社製)の導入

*視認性の向上及び疲労軽減による安全性の向上につなげました。

b ドライバーステータスマニター(DSM)搭載車両の導入

*運転中の乗務員の状態をモニタリングする専用カメラ搭載の車両を導入しました。



「はたらくサングラス」



ドライバーステータスマニター(DSM)

c ドライバー異常時対応システム(EDSS)搭載車両の増車

*本年度新たに 1 台導入し、搭載車両は合計 3 台となりました。



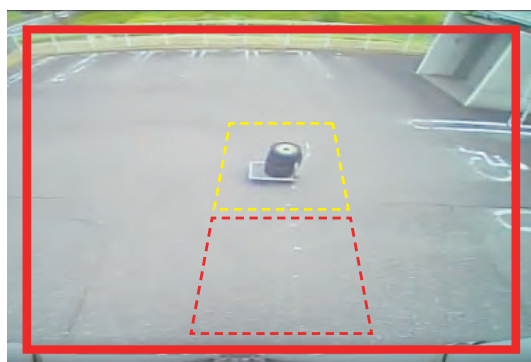
EDSS 客席スイッチ



EDSS

d 側方・後方検知システム「iBOX」の導入

*後方障害物検知機能と後方移動物検知機能を備えた「iBOX」を全車に搭載し、後退時の事故撲滅に繋がりました。



後方障害物検知(ROD)
後方の障害物を赤枠で表示
より近くでは警報音を作動



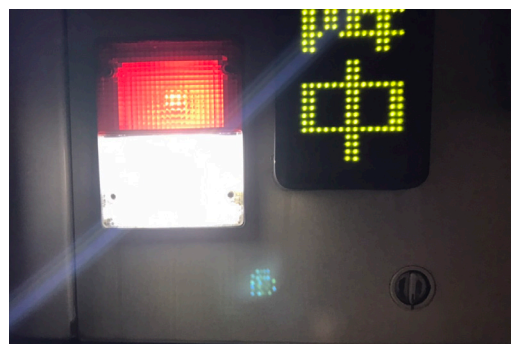
後方移動物検知(RCTA)
後方に進入する移動体を検知
矢印を表示し音でも通知

e コーナーランプの LED 化

*視認性向上により、右左折時の事故防止に繋がりました。

f バックランプの LED 化

*視認性向上により、後退時の事故防止に繋がりました。



LED 化したコーナーランプとバックランプ

g 車内表示器による車内事故防止の啓発

*車内表示器のメッセージを通じて車内事故防止の啓発に努めました。

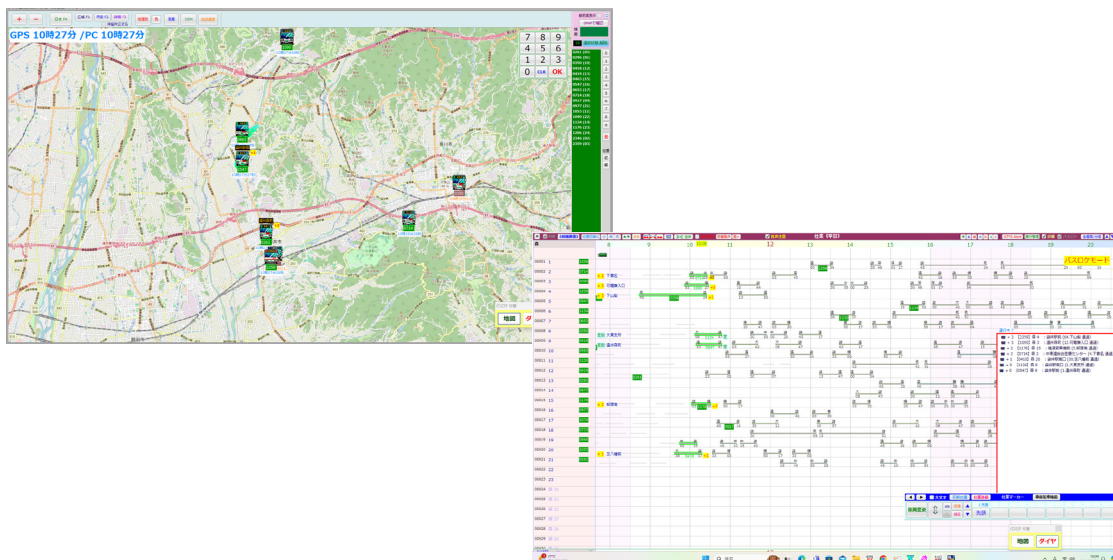


車内表示器による車内事故防止啓発

7 運行管理にかかる機器類等の充実

a バスロケーションシステムの導入

*バスロケーションシステムを導入することにより、リアルタイムでの運行管理ができる体制を構築しました。



b 「秋葉バスロケ」の一般公開

*全停留所に二次元コードを掲示し、お客様が運行状況を確認できる体制を整えています。



お知らせと秋葉バスロケ画面(スマホ版)

c GTFS リアルタイムへの対応

*Google における時刻検索や Google マップ上において、遅延情報などリアルタイム情報を発信できる体制を整え、お客様への情報の発信に努めています。

Google マップにおけるリアルタイム情報▶



d 主要ターミナルへのデジタルサイネージの設置

*デジタルサイネージを用いてバスの発車案内を表示することで、お客様への情報提供の高度化を図りました。遠州森町バス待合所と JR 袋井駅南北自由通路に設置中です。



袋井駅南北自由通路



遠州森町バス待合室

8 運転技術向上に向けた取り組み

a 社内ドライバーズコンテストの開催

しずてつジャストライン(株)鳥坂安全研修センターを貸し切り、「第2回秋葉バスドライバーズコンテスト」を開催しました。「直進障害」、「鋭角」、「車庫入れ」、「縦列駐車」、「タコつぼ」の5種目で競い、技術の向上に努めました。



開会式



縦列駐車



タコつぼ



直進障害



競技中



表彰式

b 静岡県バスドライバーズコンテストへの参加

社内コンテストの優勝者が「第2回静岡県バスドライバーズコンテスト」に出場し、「タコつぼ」部門(県内 11 社出場)において優勝しました。



大会全景



応援団



車庫入れ



鋭角



タコつぼ



表彰式

9 内部監査等の実施

- a 中部貸切バス適正化センターによる巡回指導(9月実施)
適正化事業指導員による各種書類の確認・実施状況のヒアリング等を実施
- b 運輸安全マネジメント監査の実施(3月実施)
掛川バスサービス(株)による担当者のヒアリング・各種書類の確認を実施

10 各種会議等(書面開催・オンライン開催も含む)

- ★ 社内事故防止委員会
- ★ 静岡県バス協会事故防止委員会
- ★ 静岡県バス停留所安全性確保合同委員会
- ★ 道路規制会議(袋井土木事務所・浜松市)
- ★ 交通規制審議会(袋井署・磐田署)
- ★ 交通安全協会(森地区支部)
- ★ 交通安全推進会議(森町)
- ★ テロ対策ネットワーク(袋井署)

07 輸送の安全に関する予算等の実績額

2023年度の輸送の安全に関する予算等の実績額は、次のとおりであります。

	主な項目	金額(単位:千円)
1	整備計画に基づく計画整備の実施並びに臨時修繕の実施等	24,655千円
2	大型ノンステップバス	26,381千円
3	教育・SAS検査等	546千円
	合計	51,582千円

08 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育及び研修を行いました。

1 運行管理者研修

*一般講習を3名、基礎講習を1名受講しました。

2 運転士教育

a 一般的な指導及び監督の実施マニュアルに基づく教育

*全乗務員に対し実施しました。

b 実技訓練

*車いす対応に関する訓練を実施しました。

c 紙上訓練

*異常発生時の対応方法や運賃収受など営業知識に関する紙上訓練を実施しました。

*危険予知トレーニングを実施し、状況下における危険を自由に発言してもらいました。

d 安全意識向上教育(ドライブレコーダー教習による)

*自社のドライブレコーダーより事故情報、ヒヤリハット情報を抽出し、運行管理者の指導のもと動画を視聴し、情報の共有を図りました。

e 事故惹起者研修

*有責事故を連続で惹起した乗務員を対象に指導運転士の添乗による技術や安全意識の確認を行いました。

f 定期研修(入社 1 年経過の乗務員)

*指導運転士により、自社内で技術の確認等を行いました。

g 入社時研修(新規採用者)

*新規採用者に対してしずてつジャストライン安全研修センター及び自社内で研修を行い、技術指導や輸送の安全に対する意識付けを行いました。

h 外部研修

*安全運転中央研修所の安全運転研修に1名参加しました。(2023年8月)

*グレフィール湖東の安全運転研修に1名参加しました。(2024年3月)

*救急救命講習(袋井消防署)の研修に2名参加しました。(2023 年7月~9月)

*危険物取扱研修に4名参加しました。(2023年9月~2024年2月)

3 運転士指導・面接等

個人目標の設定、取り組み、評価に係る指導・面接、運輸安全マネジメントの基本的な方針や輸送の安全に関する目標及びその他重要な通達事項、実施事項の周知状況の定期的な確認

a 個人面接(安全統括管理者・課長)

*2023年 7 月、2023年 12 月、2024 年 2 月~3 月に全社員を対象に実施しました。

b 前年度評価と指導・当年度目標設定(可能な限り数値化)面接、重要な通知事項実施事項等の周知状況の定期的な確認(統括運行管理者)

*個人目標設定面接を 2023年 4 月~5 月に全運転士を対象に実施しました。

c 個別指導(運行課長・統括運行管理者)

*2023年 4 月~5 月に全乗務員を対象に実施しました。

d ドライブレコーダーによる指導(運行課長・運行管理者)

*事故惹起者などドライブレコーダーを用いた指導が必要な者に対し実施しました。

*事故情報、ヒヤリハット情報などを全乗務員に共有させました。

e 適性診断の受診

*一般診断(59 歳以下)は対象者(3 年毎)に実施しました。

*適齢診断と一般診断(60 歳以上)は加齢による変化を自覚するため毎年実施しました。

*初任診断は採用時に実施しました。

f 適性診断結果に基づく指導(統括運行管理者)

*2023 年度中に13名を対象に実施しました。

4 国土交通省やバス協会等の研修

*6-10 会議他参照

09 輸送の安全に関する外部表彰の実績

1 2023年6月

全社で運転記録証明書を活用し、安全運転・交通事故防止に努め、交通違反件数、人身交通事故件数が極めて少ない場合に表彰される「優秀安全運転事業者表彰」において、静岡県警察本部交通部長及び自動車安全運転センター静岡県事務所長の連名により秋葉バスサービス株式会社本社営業所が「銀賞」の表彰を受けました。

2 2023年10月

4月1日から6月30日まで実施された第66回静岡県下バス事業安全運転コンクールにおいて、秋葉バスサービス株式会社本社営業所が「静岡県バス協会長表彰」を受けました。

10 内部監査

安全管理体制の構築・改善における取り組みの適合性及び安全管理体制の有効性の確認を定期的に行い、経営トップと安全統括管理者に報告しています。

監査人 掛川バスサービス株式会社(取締役社長、支配人、業務課長)
被監査対象 秋葉バスサービス株式会社本社営業所
(取締役社長、安全統括管理者、支配人、運行課長、総務課長)
実施日 2024年3月21日

11 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙 2)『事故、災害等に関する報告連絡体制』参照

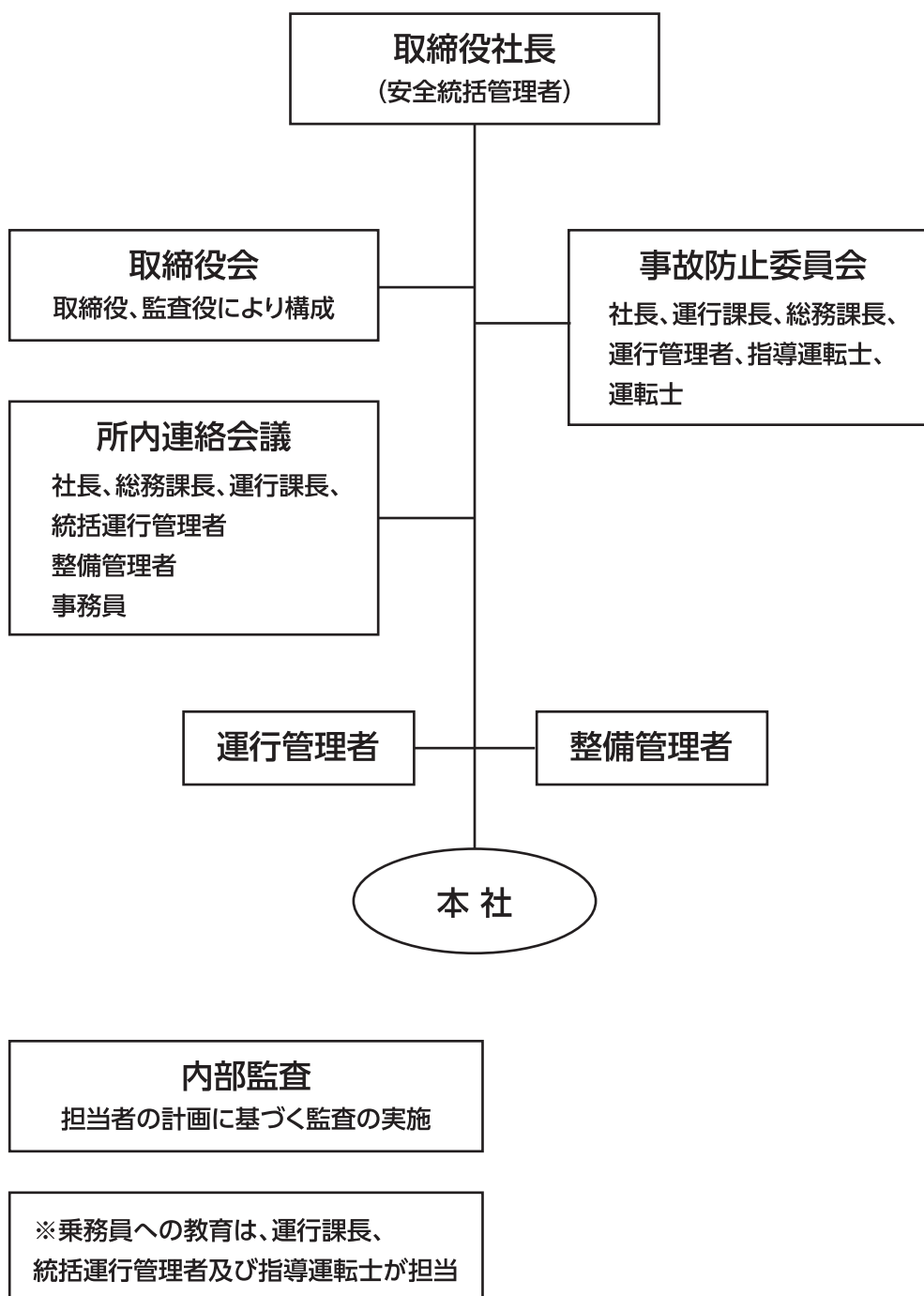
12 安全統括管理者、安全管理規定

① 安全統括管理者:代表取締役社長 佐野 弘幸 (2023 年 9 月 30 日まで)
山田 光 (2023 年 10 月 1 日より)

② 安全管理規定 : (別紙 3)『安全管理規定』

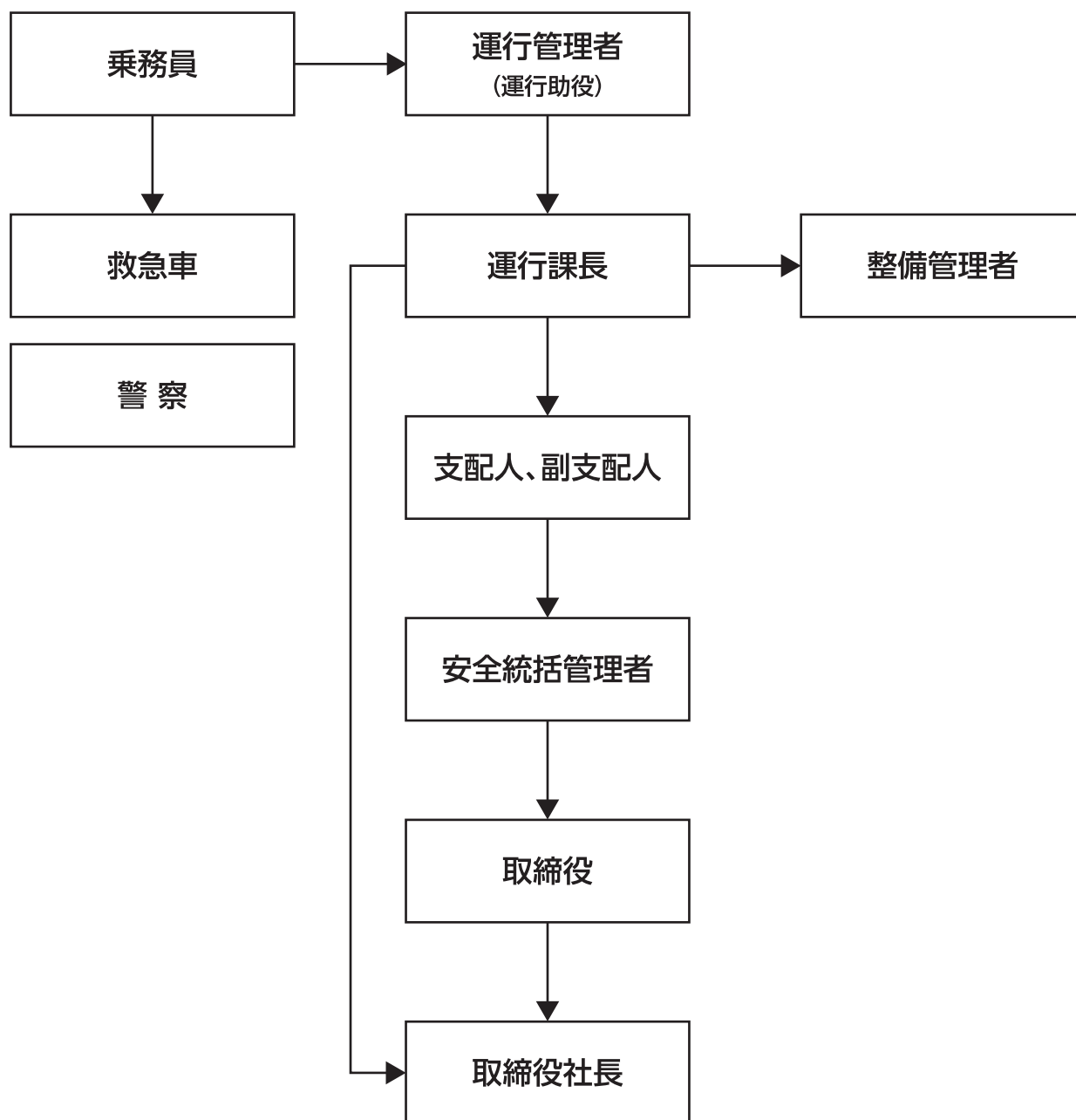
(別紙 1)

『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』



(別紙 2)

『事故、災害等に関する報告連絡体制』



(別紙 3)

安全管理規程

秋葉バスサービス株式会社
2006(平 18)年 10 月 1 日制定
2013(平 25)年 10 月 1 日改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ①輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- ④計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- ⑤輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑥輸送の安全に関する教育及び訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ①会社全体の年間目標
- ②会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ①安全統括管理者
 - ②運行管理者
 - ③整備管理者
 - ④その他必要な責任者
- 2 支配人は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、統括運行管理者を統括し、指導監督を行う。
 - 3 統括運行管理者は、支配人の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役及び支配人が代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ②身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ①全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ②輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標及び第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
- ⑥社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長はじめ取締役及び支配人や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則(運行・整備関連編10)非常事故災害措置規程とする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全の確保のための業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数及び類型別の事故件数)
- ④輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- ⑤輸送の安全に関する重点施策
- ⑥輸送の安全に関する計画
- ⑦輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- ⑪輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

今後も「輸送の安全・安心」に役員・従業員が一丸となって取り組んでまいります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがありましたらご連絡ください。

【ご連絡先】

森本社営業所 0538(85)2141

2023年度運輸安全報告書
秋葉バスサービス株式会社
〒437-0215
周智郡森町森 2368 番地の 1
<http://www.akihabus.co.jp>
2024年6月発行